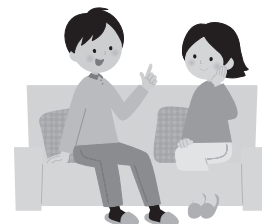


住宅貸付を借りている組合員の皆さまへ 「住宅借入金」の年末残高等証明書を送付します。

共済組合から住宅貸付を借りている皆さまへ、所得税から特別控除を受けるために必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を次のとおり送付いたします。

なお、送付先は各所属所の共済事務担当課となりますので、共済事務担当課よりお受け取りください。
また、証明書については、紛失しないよう大切に保管ください。



年末残高等証明書を発行する方

- ・共済組合の住宅貸付で、住宅を新築、購入(マンション、土地を含む)、増改築した方
 - ・残高があり、借入から完済まで10年以上(特定増改築の場合は、5年以上)の期間がある方
- ①平成10年9月以降、平成25年11月30日までに借受けた方 …… 年末調整用として、平成26年10月下旬頃に送付
②平成25年12月以降、平成26年11月30日までに借受けた方 …… 確定申告用として、平成27年1月下旬に送付

年末残高等証明書が発行されない方

- ・平成10年8月以前に貸付された方
(上記該当者で特別控除に該当している方は、所属所の共済組合事務担当課を通じて請求してください。)
- ・繰上償還などにより、貸付期間が10年未満となった方

その他注意事項

- ・住宅取得等特別控除を受けるには、一定の要件が必要となります。残高証明書が発行されていても特別控除に該当しない場合がありますので、詳しい内容については、居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。
- ・平成26年11月以降繰上償還した方は、年末残高(予定額)が変わりますので、修正申告が必要となります。ご注意ください。
- ・残高証明書の住所は、平成26年9月18日現在のもので出力しております。変更が必要な方は共済組合事務担当課を通じて請求してください。あわせて「登録事項変更申告書」の提出もお願いいたします。

平成26年の住宅ローン減税の詳細は、最寄りの税務署にお尋ねください。
国税庁ホームページでもご覧いただけます。

国税庁

検索 

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305